

衛生だより



令和6年度第29号(12月)発行

東 部 ・ 北 部 家 畜 防 疫 獣 医 師 会
(公 社) 千 葉 県 畜 産 協 会
千 葉 県 東 部 家 畜 保 健 衛 生 所
電 話 0 4 7 5 (5 2) 4 1 0 1
F A X 0 4 7 5 (5 2) 3 3 3 5
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/index.html>

～獣医師免許をお持ちのみなさまへ～ 令和6年12月31日現在の状況を、届け出てください！

- ◎獣医師には、獣医師法第22条に基づく2年ごとの届出が義務付けられています。
- ◎原則として、農林水産省共通申請サービス(eMAFF)によるオンラインでの届出をお願いいたします。

次回の申請時からフォームへの入力を一部省略できること、郵送代を支払わなくて良いなど申請者側のメリットがありますので、積極的な活用をお願いいたします。

- ◎届出期間：令和7年1月1日から1月31日まで

届出方法や届出様式は以下に掲載しています

- 農林水産省HP:『獣医師免許をお持ちの皆様へ(獣医師法第22条の届出)』
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/22.html>
- 千葉県庁HP:『獣医師法第22条の届出』
<http://www.pref.chiba.lg.jp/chikusan/tetsuzuki/700/zyuishi22zyou.html>



【千葉県にお住まいでオンラインでの届出が困難な方の提出先】

〒260-8667

千葉市中央区市場町1-1(千葉県庁本庁舎18階)

千葉県農林水産部畜産課 家畜衛生対策室 獣医事担当宛て

問い合わせ先: TEL043-223-2938

※窓口へ直接提出いただくか、郵送にて2部(A4両面印刷)届け出てください。

※届け出先は、勤務地ではなく居住する都道府県ですのでご注意ください。

★獣医療への従事の有無にかかわらず、

すべての獣医師が対象です。★

★変更届提出のお願い★

診療施設開設届出事項に変更があった場合は、10日以内に
東部家畜保健衛生所に変更届を提出してください。

詳しくは下記ホームページをご覧ください。様式ダウンロードもできます。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/chikusan/shinryoushisetsu/kaisetsu.html>

* 獣医師法第8条第2項に該当する獣医師の処分について *

1) 神奈川県在住39歳

行政処分の内容：令和6年11月5日から9月の業務停止処分

事件の概要：女子更衣室内及び女子トイレ内において、小型カメラを設置した。

司法処分の内容：罰金30万円（神奈川県迷惑行為防止条例第3条第3項違反）

2) 東京都在住65歳

行政処分の内容：令和6年11月5日から3月の業務停止処分

事件の概要：知事の登録を受けないで、報酬の支払を受ける約束で、トリミングのため犬1匹を預かって保管し、もって登録を受けないで第一種動物取扱業を営んだ。

司法処分の内容：罰金10万円（動物の愛護及び管理に関する法律第10条第1項違反）

☆関係法令の遵守をお願いします☆

令和6年11月1日から、自転車の酒気帯び運転等の罰則が強化されました。飲酒運転防止と法令遵守の重要性を再確認してください。飲酒運転等で罰金以上の刑を受けると、獣医師免許の取消や業務停止などの行政処分も科されます。飲酒後は運転しない、代行運転を利用するなどの対策を講じましょう。

獣医師の社会的信用を失うことのないよう、獣医師法をはじめとする関係法令の遵守と獣医師倫理の高揚に努めて下さい。

東部家畜保健衛生所

Tel.0475-52-4101

※夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください